

北九州市立響ホール
令和3年9月30日改訂
令和3年11月1日改訂
令和4年10月20日改訂
令和5年1月28日改訂

○大ホールをご利用の主催者の皆様へ

新型コロナウイルス感染予防対策のお願い

響ホールでは、現在、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部における「催物の開催制限等」に基づく北九州市の施設利用方針や公立文化施設協会の「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」に従って感染予防対策を実施しております。

スタッフ一同、十分な対策を心がけておりますが、主催者の皆様方へも感染予防対策として、ご協力をお願いすることがございますので、当響ホールを利用するにあたり、利用制限及び公演時の体制の確保、その他ホール利用時の注意点等をご確認ください。その上で、必要な対策を講じ、公演等の鑑賞のため来場する方（以下「来場者」という）、及び出演者及びそのスタッフ（以下「公演関係者」という）に周知していただいて、公演に臨まれるようお願いいたします。

1. 利用制限

(1) 大ホール

	大声での歓声・声援等がないことを前提としたもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの
令和3年11月1日～ 当面の間	720全席（100%）	360席（50%）

(2) リハーサル室、研修室、練習室の利用人数の制限及び利用前後の1時間の予約間隔の確保は廃止しますが、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」に基づき、密が発生しない程度の間隔をあけ、必要な換気を適宜行っていただきますようお願いします。

2. 基本的な感染防止策

公演関係者・来場者に対し、以下の基本となる感染防止策を周知するとともに必要な措置を講じてください。また、本ガイドラインに従った取り組みを行う旨、ホームページやパンフレット等で公表してください。

なお、以下の全ての感染防止策は、ワクチン接種の有無に関わらず共通となります。

- 公演関係者・来場者のマスク着用
⇒ マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用すること
- 手指の消毒や手洗いの励行
- 大声を出さないこと、咳エチケットの励行
- 相互の社会的距離の確保
- 常時換気の徹底（来場者を除く）
- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限（ペットボトル等を除く）
- 各自検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる
 - ・咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症状
 - ・検温時の高い発熱の目安としては、37.5度以上、または37.5度未満でも平熱よりも高い場合が該当します。
 - ・陽性とされた者との濃厚接触がある場合

3. 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策

公演主催者が講じるべき具体的な感染防止策は、「2. 基本的な感染防止策」を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照してください。以下の内容は公演主催者に対し、要請の例示として掲げるものです。

(1) 事前調整

公演主催者は、施設に利用申込みを行う時点、若しくは公演概要を検討する時点で、以下を含む必要とされる実施概要について響ホールと協議してください。

- ・予定されている公演におけるガイドラインを踏まえた防止策について、具体的な個々の措置と響ホールとの役割分担を調整してください。
- ・仕込み・リハーサル・撤去において余裕あるスケジュールを設定してください。
- ・休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定してください。
- ・公演を中止せざるを得ない事態に至った際の対応や係る費用等の分担について、必要に応じて施設設置者（北九州市）も交えて確認をしてください。

(2) 客席の配席

- ・来場者の配席については、できるだけ指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
- ・高齢者が多数来場すると見込まれる公演については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
- ・客席の最前列席は舞台上の発声等を伴う出演者から十分な距離を取ることとし、水平距離で2m程度（最低でも1m、ただし声楽は2m以上）を確保するよう努力してください。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

- ・公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、感染防止に努めるようにしてください。
- ・公演時の出演者を除き、施設内ではマスクの常時着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・控室、グリーンルーム等でも不特定多数が触れやすい場所は、必要に応じて消毒し、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
- ・また、控室は密にならないように定員を調整するとともに常時換気を励行してください。
- ・舞台袖、舞台裏、控室などの狭いスペースでの待機時や、喫煙スペースや洗面スペース、飲食周りなどのマスクを外しての利用に際し、各場所に応じた定員制限や会話の抑制等を促してください。
- ・その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるとともに関係者の健康管理に努めてください。なお、主要な関係者については必要回数のワクチン接種をすることを推奨します。

(4) 来場者に関する感染防止策

- ・来場前の検温の要請とともに、来場を控えもらうケースを事前に十分周知してください。また、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件については、事前に告知してください。
- ・入退場時の密集回避のため、時間差を設けての入退場や入退場導線の分散、またメッセージボード等を使用した呼びかけ等により、一定の距離の間隔を確保してください。
- ・入退場時のエレベーター利用は、密にならないよう定員を制限してください。
- ・公演後の出待ちや面会等は控えるように注意喚起してください。

- 配慮が求められる来場者、障害者や高齢者等については事前に対応策を検討してください。
- 県及び市の対応方針等に基づき、公演前後の飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止について注意喚起してください。

(5) 会場内の感染防止策

① 接触感染防止策

- 公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の定期的な消毒を適宜行ってください。
- 公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の適切な消毒液を設置し、入退場時の利用を周知するとともに、不足が生じないよう定期的な点検を行ってください。
- 入場時のチケットもぎりについては、係員は適宜手指消毒を検討してください。
- チラシ・パンフレット・アンケート等は据え置きとし来場者が自ら取得するか、手渡しの場合には係員は適宜手指消毒を行ってください。
- 公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知してください。

② 飛沫感染防止策

公演の内容等によりますが、来場者は原則的には会場内では一方向を向き静座し、公演中は会話等が想定されないことから、適切なマスク着用をすることにより、一定の感染抑制が可能となります。加えて休憩時間や入退場時にも大声での会話の抑制を促し密集が発生しないように対策を講じてください。また、大声を出すものがいた場合は、個別に注意等を行い、従わない場合は退場を求める等の措置も検討してください。

ただし、開場・休憩時間の隣席との会話や、本番中の笑い声や一時的な発声は、「大声」にはあたらないため、必要以上に制限を行わないように留意ください。

【公演関係者（特に出演者）↔來場者間の感染防止策】

- 感染リスクが高まるような演出（反復・継続的に声援を求める等）は控えてください。
- 来場者の案内や誘導に際しては一定の距離を取るとともに、不織布マスクを着用してください。
- 来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、換気に注意したうえで、取扱者は不織布マスク着用や手指消毒など必要な対策を適宜行ってください。

【來場者↔來場者間の感染防止策】

- 施設内ではマスク着用を基本とし、未着用来場者に対しては公演主催者による配布や販売など、個別に注意等を行うことにより着用を徹底してください。
- 休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けてください。
- 休憩時間や入退場時には大声での会話抑制を周知するとともに、エントランス・ホワイエ・ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように促してください。
- 休憩時間のトイレやホワイエ等では、一定の間隔を空けた整列を促してください。
- 会場・ホワイエでは飲食を禁止しています。ただし、ホワイエに限り缶やペットボトル、水筒、蓋付カップに入った飲み物については可とします。

(6) その他、物販等

- 現金の取扱いができるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。

- ・物販に関わる関係者は、不織布マスクの着用に加え、必要に応じて手指消毒を行ってください。
- ・オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、消毒が行えない場合は貸し出しを控えるようにしてください。

4. 感染拡大への防止策

公演主催者は、感染が発生した場合は速やかに響ホール施設管理者に連絡し、対応を協議してください。

- ・発生した感染者等（含む同居者等）の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱に十分注意してください。
- ・公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に県及び市において示されている対応方針にしたがって検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定めてください。また、同様に感染者発生の際の対応についても公表や公演実施の基準等を定めてください。基本は発熱など軽度の体調不良の場合には、出勤や公演参加を控えるようにし、その上で、発熱などの症状が出た場合には、必要となる検査を行って罹患状況等を確認し、県や市の対応方針等に添って対応してください。

以上